

議事要旨(5)四半期会計基準専門委員会の検討状況について

新井専門委員より、今後のスケジュールの説明が行われ、今後の審議如何であるが、可能であれば、平成 18 年 10 月 10 日の企業会計基準委員会で公開草案の議決を行いたい旨の説明がなされた。また、平成 18 年 9 月 19 日の企業会計基準委員会において、四半期財務諸表にかかるレビューの検討状況について、企業会計審議会監査部会の方を招き、検討状況の説明をして頂き、意見交換する予定である旨の説明がなされた。

その後、同専門委員より、8 月 23 日の専門委員会での主なコメントや米国の開示例を交えて会計基準（案）の変更点について説明が行われた。引き続き出田専門研究員から税金費用の計算を中心に適用指針（案）の変更点について説明がなされた。

委員及びオブザーバーより、主に次のような意見があった。

- ・ 基準案において、事業年度の財務諸表には、当該事業年度の四半期会計期間ごとの売上高、税金等調整前四半期純損益、四半期純損益、及び 1 株当たり四半期純損益を注記することとされているが、これらは事業年度で監査ができるものではないので、財務諸表外での開示情報とされ監査対象から外れることが望ましい。
- ・ 適用指針（案）に記載された税効果会計の簡便的処理の記述について、スケジューリングをどのように行うのか示されておらず、実務で対応を行うことが困難であるため、記載方法を改めるべきである。
- ・ 四半期段階では大きく変化がない場合には、期首に存在する繰延税金資産の金額をそのまま利用できるという規定を入れるべきである。
- ・ 連結上の税効果については、連結会社の個々の課税所得を見積もった上で税効果会計を適用することとなっているが、この方法は年度の処理と同水準の事務負担となることから問題である。
- ・ 連結上の未実現利益の消去に係る税効果会計の規定を実践することは難しく、削除をすべきである。
- ・ 株主資本の金額の変動について、株主資本等変動計算書基準に準じて開示することを妨げないという規定は、制度開示との関係で問題であり、削除すべきである。
- ・ 四半期財務諸表の開示記載例のうち、販売費及び一般管理費の重要な科目の内訳を注記することとされているが、開示の迅速性の面から、内訳科目の記載は困難である。
- ・ 四半期財務諸表の目的として「有用な情報」の表現を使用する理由について再度検討すべきである。

以上の意見を踏まえ、引き続き、公開草案の文案を検討していくこととした。

以 上